

平成30年度第1回れんけいこうち広域都市圏ビジョン推進懇談会 出席者名簿

1 懇談会委員

所属	役職	氏名
高知県商工会議所連合会	専務理事	杉本雅敏
高知県商工会連合会	専務理事	亀井秀彦
国立大学法人 高知大学	副学長	受田浩之
高知県公立大学法人 高知県立大学	副学長	五百藏高浩
高知県公立大学法人 高知工科大学	システム工学群学群長	蝶野成臣
株式会社 高知銀行	地域連携ビジネスサポート部（兼） 営業推進部部长	田村忍
社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	会長	田村壯児
とさでん交通株式会社	常務取締役	明神公平
公益財団法人 高知県観光コンベンション協会	専務理事	三浦謙一
南国生活技術研究所	代表	黒笹慈幾

(代理出席)

所属	役職	氏名
株式会社 四国銀行	地域振興部部长代理	速水徹
高知県	総務部副部长	松岡孝和

(欠席)

所属	役職	氏名
国立大学法人 高知大学	防災推進センター 副センター長	原 忠
一般社団法人 高知県医師会	副会長	野並誠二

平成30年度第1回れんけいこうち広域都市圏ビジョン推進懇談会 出席者名簿

2 自治体関係者

自治体名	所属	役職	氏名
高知県	総務部市町村振興課	課長補佐	梶原知史
	総務部市町村振興課	チーフ（行政担当）	池忠俊
	総務部市町村振興課	主幹（行政担当）	松田一希
	総務部市町村振興課	主幹（行政担当）	石川湧也
	産業振興推進部	副部長（総括）	山脇深
	産業振興推進部計画推進課	課長補佐	竹村邦敬
	産業振興推進部	地域産業振興監（高知市地域担当）	松村晃充
	産業振興推進部	地域支援企画員（総括）（高知市地域担当）	崎村敦仁
	産業振興推進部	地域支援企画員（総括・連携）（高知市地域担当）	上田満春
	産業振興推進部	地域産業振興監（安芸地域担当）	鍵山匡彦
	産業振興推進部	地域産業振興監（物部川地域担当）	前田和彦
	産業振興推進部	地域産業振興監（嶺北地域担当）	豊永大五
	産業振興推進部	地域産業振興監（仁淀川地域担当）	武田良二
	産業振興推進部	地域産業振興監（高幡地域担当）	森田健嗣
産業振興推進部	地域産業振興監（幡多地域担当）	松村和彦	
高知市	—	副市長	吉岡章
	総務部	部長	大野正貴
	総務部	副部長	加藤勝巳
	総務部市長公室政策企画課	課長	西成英丈
	総務部市長公室政策企画課	課長補佐兼れんけいこうち広域都市圏推進室長	西森文彦
	総務部市長公室政策企画課	れんけいこうち広域都市圏推進担当係長	岸田執和
	総務部市長公室政策企画課	主査	川添智史
	総務部市長公室政策企画課	主査補	本山綾乃
	防災対策部	副部長	山本聡
	財務部	副部長兼財産政策担当参事	田村弘樹
	健康福祉部	副部長	田中弘訓
	こども未来部	副部長	山崎英隆
	商工観光部	観光施設活性化担当理事副部長事務取扱	森田洋介
	農林水産部	副部長	狩場信壽
	上下水道局	次長	槇尾正
	総務部市長公室政策企画課	地方創生推進室長	出口忠彦
	防災対策部防災政策課	課長補佐	植田耕太郎
	財務部財政課	課長補佐	高橋敬之
	財務部財産政策課	課長補佐	西岡勇人
	健康福祉部健康福祉総務課	管理主幹	川田智恵
	こども未来部子ども育成課	課長補佐	安松久恵
	商工観光部産業政策課	課長補佐	藤村浩二
	商工観光部商工振興課	課長補佐	水野知宣
	商工観光部観光振興課	副参事	村田憲司
	農林水産部農林水産課	課長補佐	小藤吉彦
	上下水道局企画財務課	課長補佐	高橋退助
	教育委員会図書館・科学館課	課長補佐	弘田加代

平成30年度第1回れんけいこうち広域都市圏ビジョン推進懇談会 出席者名簿

2 自治体関係者

自治体名	所属	役職	氏名
室戸市	企画財政課	課長	山本 康二
	企画財政課	課長補佐	井上 幹士
安芸市	企画調整課	課長補佐兼企画係長	大野 崇
南国市	企画課	課長補佐	田所 卓也
香南市	企画財政課	係長	田 淵 忍
香美市	企画財政課	課長	川 田 学
土佐市	改革推進課	課長補佐	広澤 章郎
	改革推進課	主査	友草 麻美
須崎市	企画政策課	係長	片岡 孝博
宿毛市	企画課	移住定住推進室長兼広報統計係長	谷本 裕子
	企画課	主査	國松 さやか
土佐清水市	企画財政課	課長補佐	山下 育
四万十市	企画広報課	課長	田能 浩二
東洋町	総務課	課長	大坪 靖幸
奈半利町	総務課		(欠席)
田野町	総務課		(欠席)
安田町	総務課	係長	手島 一憲
本山町	政策企画課	課長	大西 千之
	政策企画課	企画班長	澤田 真紀
大豊町	総務課	課長	今井 達也
	総務課	班長	宮岡 秀学
土佐町	総務企画課	課長補佐	山下 法政
いの町	総合政策課	課長補佐兼企画調整係長事務取扱	宮脇 健太郎
仁淀川町	企画課	課長	若藤 美紀
佐川町	チーム佐川推進課	課長	岡崎 省治
越知町	企画課	企画調整係長	三橋 公平
中土佐町	企画課	係長	中平 圭祐
四万十町	企画課まちづくり推進室	副課長兼室長	大元 学
	企画課まちづくり推進室	主事	竹村 俊斗
梶原町	企画財政課	課長	西村 新一
	企画財政課	企画・定住対策係長	田尾 由紀
津野町	企画調整課	課長	岡崎 光明
	企画調整課	課長補佐	三本 修司
大月町	まちづくり推進課		(欠席)
黒潮町	企画調整室	企画振興係長	渡辺 大和
北川村	総務課		(欠席)
馬路村	地方創生課		(欠席)
芸西村	企画振興課	課長	恒石 浩良
	企画振興課	係長	松本 梓
大川村	総務課	課長補佐	吉本 強
日高村	企画課	課長	山崎 明
	企画課	主事	安岡 周総
三原村	地域振興課	課長	阿部 あけみ

参考資料Ⅱ

平成30年度第1回れんけいこうち広域都市圏ビジョン推進懇談会 配席図

【日時】平成30年11月9日（金）14時から16時30分
 【場所】高知県自治会館3階 第1会議室

会場入口

吉岡副市長 高知市

大野部長 高知市

事務局 高知市

事務局 高知市

高知県総務部 松岡副部長 (代理出席)

黒笹委員

三浦委員

座長

副座長

杉本委員

亀井委員

受田委員

明神委員

田村壯児委員

田村忍委員

株式会社四国銀行 速水部長代理 (代理出席)

蝶野委員

五百藏委員

高知県 産業振興推進部副部長

高知県 地域産業振興監 (高知市地域担当)

高知県 地域産業振興監 (安芸地域担当)

高知県 地域産業振興監 (物部川地域担当)

高知県 地域産業振興監 (嶺北地域担当)

高知県 地域産業振興監 (仁淀川地域担当)

高知県 地域産業振興監 (高幡地域担当)

高知県 地域産業振興監 (幡多地域担当)

高知県 地域支援企画員 (総括) (高知市地域担当)

高知県 地域支援企画員 (総括・連携) (高知市地域担当)

高知県 計画推進課課長補佐

高知県 市町村振興課課長補佐

高知県 市町村振興課 チーフ (行政担当)

高知県 市町村振興課 主幹 (行政担当)

高知県 市町村振興課 主幹 (行政担当)

報道関係者席

傍聴者席

受付

受付

会場入口

高知市副部長	高知市副部長	高知市副部長	高知市副部長	高知市副部長		
高知市	高知市	高知市	高知市	高知市		
室戸市	土佐市	土佐清水市	本山町	仁淀川町	四万十町	大川村
安芸市	香美市	四万十市	大豊町	越知町	梶原町	日高村
南国市	須崎市	東洋町	土佐町	佐川町	津野町	芸西村
香南市	宿毛市	安田町	いの町	中土佐町	黒潮町	三原村
報道関係者席	報道関係者席	傍聴者席	傍聴者席			

れんけいこうち広域都市圏ビジョン推進懇談会設置要綱を次のように定める。

平成30年7月9日

高知市長 岡 崎 誠 也

れんけいこうち広域都市圏ビジョン推進懇談会設置要綱
(設置)

第1条 れんけいこうち広域都市圏（本市と高知県内の他の市町村が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づく連携協約（以下「連携協約」という。）を締結して形成する広域都市圏をいう。）の目指す将来像及び連携協約に基づき実施する具体的な取組等について定めたれんけいこうち広域都市圏ビジョン（以下「ビジョン」という。）の推進及び改訂に当たり、民間、地域等の関係者による協議又は懇談を行うため、れんけいこうち広域都市圏ビジョン推進懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議又は懇談を行うものとする。

- (1) ビジョンの内容に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、ビジョンに関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 懇談会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、市長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により懇談会の会議に出席できないときは、あらかじめ市長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。